

(H28-036)

平成28年10月24日

平成28年鳥取県中部地震に係る災害に関する
被災中小企業・小規模事業者対策について

平成28年鳥取県中部地震により被害を受けられた皆様に対しまして、心からお見舞いを申し上げます。中小機構では、本災害で被災された中小企業の皆様が、早期に事業を再開できるよう、以下のとおり特別相談窓口を設置いたしましたのでご案内申し上げます。

また、被災された小規模企業共済契約者の方々に対しまして、災害時貸付を適用いたします。

■ 10月24日付けで特別相談窓口を以下のとおり設けました。

<平成28年鳥取県中部地震に係る災害に関する特別相談窓口>

【中国本部】

- ・総合相談窓口（企画調整課） 電話：082-502-6300
- ・住所 広島県広島市中区八丁堀5番7号 広島KSビル3階

■ 被災小規模共済契約者に対する対策について

【共済事業グループ 小規模共済融資課】

- ・電話：03-3433-8811
- ・小規模企業共済HP

<http://www.smrj.go.jp/skyosai/>、または「小規模共済」で検索

- ・災害時貸付適用地域（平成28年10月24日時点）は以下のとおり

鳥取県

- 倉吉市（くらよしし）
- 東伯郡湯梨浜町（とうはくぐんゆりはまちょう）
- 東伯郡北栄町（とうはくぐんほくえいちょう）

<本件に関するお問い合わせ先>

独立行政法人 中小企業基盤整備機構
総務部総務課 神園
住所：東京都港区虎ノ門3-5-1 虎ノ門37森ビル
電話：03-5470-1500（ダイヤルイン）
ホームページ：http://www.smrj.go.jp